

平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続: (有) 無)

平成22年12月17日

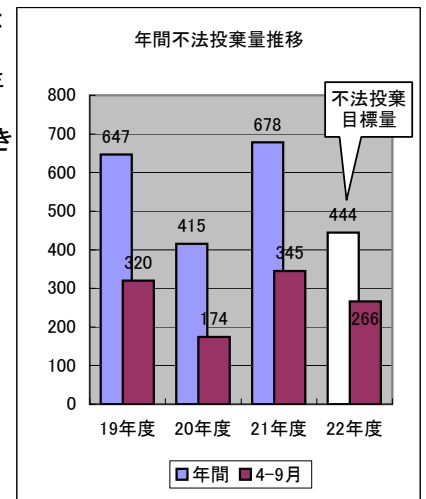
第三者委員会

No.6		都道府県名: 千葉県			市町村等名: 千葉市		
対象地域: 千葉市全域				世帯数 [※] : 401,000世帯		人口数 [※] : 955,000人	
防止事業				引渡事業			
実施期間	平成21年5月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間	平成21年5月1日 ~ 平成21年7月31日		
内容	・看板及び懸垂幕の設置 ・パトロール ・看板の設置及び警告シールの作成(実施せず)			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	・職員が回収し、指定引取場所まで運搬。		
	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)	2	160	0	52	33	247	
	防止事業			引渡事業		合計	
	防止項目			小計	撤去等費用	再商品化等料金	合計
	設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)	55	648	0	(702)	0	732	(1,434)
交付した助成金額(千円)	27	324	0	(351)	0	627	(978)

※: 世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

I. 事業協力の評価

千葉市が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(647台)に対する平成22年度の目標削減率は31.4%(年間不法投棄目標量で444台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では266台となっており、平成19年度同期比では16.9%減となっている。年間目標削減率の達成については引き続き今後の推移を見守る必要がある。



II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 防止事業のうち看板、警告シールは昨年度予算で作成したものが残っており、実施が見送られた。、6月と12月の不法投棄防止協会月間の懸垂幕は、防止事業が単発的で防止効果の視点から不十分な計画であると認められ、改善する必要があると考える。
- 2) 引渡事業は計画通り実施された。
- 3) 千葉市の責務は、I. 及びII. 1)を除き 適切に遂行されているものと認められる。